４　［略］

５　前項第四号に規定する「長期信用銀行等」、「長期信用銀行等集団」及び「銀行持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

［一～三　略］

［６～15　略］

（長期信用銀行の子会社の範囲等）

第四条の五　［略］

２　法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～三の四　略］

四　金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

［五～十三　略］

十四　投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。第十二条の四の九及び第十二条の四の十において同じ。）又は投資一任契約（暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

［十四の二～三十九　略］

［３～９　略］

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第四条の七　［略］

［２～４　略］

５　第一項及び第二項の規定は、法第十三条の二第十一項において準用する同条第九項の規定による認可（長期信用銀行業高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可を除く。）について準用する。

６　［略］

（長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第四条の八　［略］

２　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

［一～三　略］

四　当該申請の時において申請長期信用銀行及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請長期信用銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

［五・六　略］

七　申請長期信用銀行の業務の状況に照らし、申請長期信用銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とした後も、申請長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

［八・九　略］

４　［同上］

５　前項第四号に規定する「長期信用銀行等」、「長期信用銀行等集団」及び「長期信用銀行持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

［一～三　同上］

［６～15　同上］

（長期信用銀行の子会社の範囲等）

第四条の五　［同上］

２　［同上］

［一～三の四　同上］

四　金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為を行う業務

［五～十三　同上］

十四　投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資一任契約に係る業務

［十四の二～三十九　同上］

［３～９　同上］

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第四条の七　［同上］

［２～４　同上］

５　第一項の規定は、法第十三条の二第十一項の規定による認可について準用する。

６　［同上］

（長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第四条の八　［同上］

２　［同上］

［一～三　同上］

四　当該申請の時において申請長期信用銀行及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請長期信用銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

［五・六　同上］

七　申請長期信用銀行の業務の状況に照らし、申請長期信用銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とした後も、申請長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

［八・九　同上］